



2023年8月1日

各位

デ イ ッ プ 株 式 会 社  
代表取締役社長兼 CEO：富田 英揮  
(コード番号：2379 東証プライム)  
問合せ先  
執行役員 CFO 経営統括本部長：新居 晴彦  
(TEL 03-5114-1177)

## 譲渡制限付株式（業績等条件付）としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、2022年6月以降に入社または昇格した当社従業員（以下「対象従業員」）に対して付与する譲渡制限付株式（業績等条件付）として、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」）を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年8月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 187,065株
(3) 処分価額	1株につき 3,585円
(4) 処分総額	670,628,025円
処分先及び (5) その人数並びに 処分株式の数	当社の従業員 1,858名 187,065株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、従業員のモチベーションをこれまで以上に高め、企業ビジョン「Labor force solution company」の実現を目指し、株主の皆様との価値共有をより一層すすめ、従業員一人ひとりが社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的とした譲渡制限付株式（業績等条件付）を活用したインセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を2020年8月より導入しております。

なお、2021年6月22日開催の取締役会にて2020年4月2日から2021年5月31日に入社した従業員及び2020年5月1日から2021年5月31日に昇格した従業員への割当てを実施すること及び、2022年7月13日開催の取締役会にて2021年6月1日から2022年6月1日に入社または昇格した従業員への割当てを実施することを決議しております。

また、本制度においては、5年後の業績目標を設定のうえ、その達成を譲渡制限の解除条件としておりましたが、中期経営戦略の見直しに伴い、2023年4月14日開催の取締役会にて、譲渡制限期間を2年間延長すること及び、割当対象者のうち、DX事業本部に所属する当社従業員の業績条件がDX事業の売上高及び営業利益であったものを、DX事業本部以外に所属する当社従業員と同一の業績条件である連結売上高及び連結営業利益（非連結の場合は、個別

売上高及び個別営業利益)とすることを決議しております。

当社は、本日開催の取締役会において、2024年2月期から2027年2月期に係る譲渡制限付株式報酬として、2022年6月2日から2023年6月1日に入社または昇格した対象従業員1,858名に対し、本制度に基づき、対象従業員の在籍条件、職位条件及び業績条件を定め、金銭債権合計670,628,025円(以下「本金銭債権」)普通株式187,065株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することといたしました。

なお、本制度においては、各対象従業員に対して現物出資するための金銭債権が当社から支給されるため、本自己株式処分により対象従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金銭債権は消滅いたします。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、対象従業員が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間：2023年8月22日から2027年4月15日

上記に定める譲渡制限期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)において、対象従業員は、当該対象従業員に割り当てられた本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下「譲渡制限」といいます。)

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを在籍条件とし、職位条件及び業績条件に基づき、本割当株式の全部又は一部について、本譲渡制限期間の満了時点(それに先立ち2027年2月期決算短信が公表された場合は、当該公表時点)で譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得するものとしたします。

ただし、対象従業員が、取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

#### (3) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得するものとしたします。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中に第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をできないよう、譲渡制限が付されていない他

の当社株式とは区別して、対象従業員が証券会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して証券会社との間に契約を締結しています。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意することを前提とします。

#### 4．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象従業員に対する本自己株式処分は、本制度に基づき 2024 年 2 月期から 2027 年 2 月期の譲渡制限付株式として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023 年 7 月 31 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 3,585 円としております。当該処分価額は、合理的で、かつ対象従業員に特に有利な価額には該当しないものと考えております。

#### 5．今後の見通し

本自己株式処分に伴う当社業績及び財務状況へ与える影響は軽微であり、当期連結業績予想には織り込み済みです。

以 上